

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出書類

- 提出 33 中京学院大学教育職員任用規程
- 提出 33 中京学院大学教員資格審査会規程
- 提出 33 中京学院大学教員資格審査会細則
- 提出-34 教員の教育活動評価に関する規程
- 提出-34 ファカルティ・ディベロップメントに関する規程
- 提出-34 共同研究費募集規程
- 提出-34 地域研究費募集規程
- 提出-34 受託研究規程
- 提出-34 紀要規程
- 提出-34 研究倫理規程
- 提出-34 研究倫理審査会規程
- 提出-34 研究費に関する規程
- 提出-34 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 提出-34 公的研究費管理監査体制に関する規程
- 提出-34 科学研究費補助金等取扱に関する規程
- 提出-34 授業評価に関する規程
- 提出-35 令和 4 年 7 月看護学部定例教授会議事録
- 提出 43 組織、管理および事務分掌規程
- 提出 43 事務職員任用規程
- 提出 43 就業規則

備付資料

- 備付-010 学修ベンチマーク資料
- 備付-039 学生面談記録シート
- 備付-012 自己点検評価【記入例】
- 備付-56, 57 授業評価アンケート
- 備付-062 専任教員の個人調書 [様式 24] (令和 5 年 5 月 1 日現在)
- 備付-063 教育研究業績書 [様式 25] (過去 5 年間 (平成 30 年度～令和 4 年度))
- 備付-064 ウェブサイト「専任教員一覧」(経営学部)

<http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/teachers/management-teacher/index.html>

- 備付-065 ウェブサイト「専任教員一覧」(看護学部)

<http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/teachers/nursing-teacher/index.html>

- 備付-067 外部研究資金の獲得状況一覧表〔様式 26〕（令和 2 年度～令和 4 年度）
- 備付-071 中京学院大学紀要第 2 巻第 1 号〔2023 年 3 月〕
- 備付-072 FD 活動の記録書類 過去 3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）
- 備付-073 SD 研修会資料 過去 3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）
- 備付-075 学内 LAN の敷設状況
- 備付-092, 093 IR 室レポート
- 備付-125 令和 4 年度 5 月執行部会議事録
- 備付-143SD 実施方針及び計画 ウェブサイト

<https://www.chukyogakuin-u.ac.jp/artis-cms/cms-files/20170425-134545-6512.pdf>

- 備付-144 令和 4 年度中京学院大学委員会組織
- 備付 145 職員組織図
- 備付 146 職員会議資料「事務局のビジョンおよび職員の行動指針」
- 備付 147 真剣味塾資料
- 備付 148 在宅勤務実施要領
- 備付 148 特別有給休暇取扱要領

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

<現状>

本学の設置学部および学科は、看護学部看護学科と経営学部経営学科の 4 年制課程 2 学部 2 学科で構成しており、大学院および研究科等は設置していない。

（表 1）には、2 学部の教員配置を示した。教員組織編制においては、大学設置基準等の法制に準拠し、それぞれの教育課程編成に基づいて整備および措置をして充足している。

本学では、「中京学院大学教育職員任用規程」第 5 条の規定に基づき適正に任用され、教員資格審査会規程に基づき、学位・教育実績、研究実績などから職位を判定している。また令和 4 年度から学内昇格人事における教育業績の評価としてティーチング・ポートフォリオの一種であるティーチング・ステートメントを活用するための研修会も実施し、学内における教育業績や学務への貢献について学内で統一した様式に基づき判断できるようにした。

非常勤教員の採用も同様で、教育課程・教育目標に基づき、審査し常勤教員同様、常任理事会による承認を経て、理事長名による辞令交付がなされる。

規則としては、就業規則の他、教員資格審査会規程などを制定している。教員の資格審査は審査会によって行う。審査会の構成員は学長、学部長の他教授会から推挙された教授 3 名の計 5 名で行う。

教員の採用、昇任における、審査会委員は学部の特性に合わせているが、全学で統一された就業規則および「中京学院大学教育職員任用規程」「中京学院大学教員資格審査会規程」に基づき適正に実施されている（備付-062）

以下について経営学部経営学科と看護学部看護学科のそれぞれについて述べる。

(経営学部)

経営学部では現状として、教授 10 名（学長除く）、准教授 3 名、専任講師 4 名の 17 名で編成しており、助教および助手の配置はない。

17 名の教員は大きく経営学専門教員と教養教育教員によって編成されている。学部における大学設置基準の教員数、大学全体としての教員数を満たしている。しかしながら看護学部に比して、ST 比率が低いこと、専門科目を担当する教員が少ないことが課題である。今後、学部学科の教育課程の改革を検討する計画であるため、教員編成そのものについて併せて対策として措置を講じる予定である。

教員の年齢構成は(表 2-1,表 2-2)に示すとおりであるが、バランスよく配置されているもの、教授職において 50 歳以上が 10 名在籍していることから、教員の若返りと専門、教養のバランスを考えて配置を考えて対応していく必要がある。専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究実績、その他の実務経歴等、大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。また、学部の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。非常勤教員の採用にあっても大学設置基準の規定に基づいて策定された任用規程に基づき、専任教員に準ずる資格をもって採用にあたっている。経営学部では補助教員は配置していない。

(看護学部)

(表 1) 教員数 (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在)

	設置基準上必要な専任教員数()は教授の数	現専任教員数					助手
		教授	准 教 授	講師	助教	計	
経営学部経営学科	14 (7)	10	3	4		17	
看護学部看護学科	12 (6)	10	5	6	5	26	4
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数	13 (7)						
計	39 (20)	20	8	10	5	43	4

看護学部では令和 5 年 5 月の現状として、教授 10 名、准教授 5 名、専任講師 6 名、助教・助手 9 名、合計 30 名の教員により編成している。専門別として基礎看護学領域、成人看護学慢性期領域、成人看護学急性期領域、小児看護学領域、母性看護学領域、在宅看護学領域、公衆衛生看護学領域、基礎医学領域の 8 領域にバランスをふまえた配置を実施している。現状の同学部における教員組織体制としては、大学設置基準の教員数を十分に満たしており、大学全体としての教員数も満たしている。教員の年齢構成については、バランスがとれているものの、助教の年齢層が高い状態となっている。これは学生教育を重視して臨床経験を積んだ実務家 教員を多数採用したことによる。しかしながら反面として研究業績面の未達が昇格のハードルとなっている

ことが要因である。専任教員の職位は「中京学院大学教員資格審査会規程」に準拠のうえ、教員資格審査を経ることにより、真正な学位、教育実績、研究実績、臨床を含むその他の経歴等に教員の年齢構成はバランスよく配置されているものの、教授職において50歳以上が8名在籍していることから、教員の若返りと、専門、教養のバランスを考えて配置を考えて対応していく必要がある。

専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究実績、その他の実務経歴等、大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。また、学部の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。非常勤教員の採用にあっても大学設置基準の規定に基づいて策定された任用規程に基づき、専任教員に準ずる資格をもって採用にあたっている。看護学部では実習補助教員を5名配置している。看護学部の特徴として臨地実習が教育課程上重要な役割を果たす。臨地実習は、学生が学士課程で学習した教養科目、専門基礎科目の知識を基盤とし、専門科目としての看護の知識・技術・態度の統合を図りつつ、実践へ適用する能力を育成することを目的とする。その目的を達成するために、実習補助教員を多く雇用し、実習体制を整備している。

(表 2-1) 経営学部教員年齢構成

職位	教授	准教授	専任講師	助教	助手
70歳以上	1				
60代	5		1		
50代	4	2	1		
40代	1	0	1		
30代		1	1		
20代					

(令和5年5月1日現在)

(表 2-2) 看護学部教員年齢構成

職位	教授	准教授	専任講師	助教	助手
70歳以上	2	1			
60代	4				
50代	2	2	4	2	
40代	2	2	2	1	
30代				1	2
20代				1	2

(令和5年5月1日現在)

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

<現状>

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っており、基準を満たしており、以下のとおり詳述する。

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席、その他）は教育課程編成実施の方針に基づいて成果をあげている（備付-64, 65）。

専任教員の研究活動は、全学研究推進委員会、全学図書紀要委員会、全学研究倫理審査会等の支援のもと、令和4年度（2022年度）は以下の成果を挙げている。

看護学部の論文採択数は、国際学術雑誌（IFあり）12件、国際学術雑誌（IFなし）5件、国内学術雑誌5本、紀要（中京学院大学）3本であった。国内外の学術集会等への参加および研究調査としての学会活動は88件であった。一方経営学部では、著書1件、論文5件、学会発表5件（内国際学会1件）であった。

専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得しており、看護学部の科学研究費補助金の令和4年度（2022年度）の応募数は13件、採択数は3件であった。前年度からの継続件数は、5件であった。また、外部研究費獲得数は2件であった。一方経営学部では、応募件数採択件数ともに0件であった（継続研究1件）（備付-067）。

本学では、研究活動の活性化を目的として全学研究推進委員会が設置・運営されている。この委員会は本学のビジョン「地域における知の拠点の実現」を実現すべく設立されたものであるが、これが中心となって、学内公募ではあるが、共同研究費および地域研究費の募集・選考が行われており、専任教員の研究活動資金の補助を行っている。令和4年度（2022年度）の応募数は、共同研究1件、地域研究1件であり、採択数は共同研究1件であった（提出-34, 備付125）。

本学では、研究活動に関する規程として、「受託研究規程」、「研究費に関する規程」、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」、「公的研究費管理監査体制に関する規程」、「科学研究費補助金等取り扱いに関する規程」の5つを定めている。専任教員はこれらの規程を遵守し研究活動を行っている（提出-34）。

また、研究活動における不正行為および規程違反が起こらないよう、機関長と協力して全学研究推進委員会が、必要時には指導・監視を行っている。

本学の研究倫理については、全学研究推進委員会に研究倫理審査会を設置し委員長が会長を務めている。規程としては、「研究倫理規程」、「研究倫理審査会規程」を定めている（提出-34）。特に看護学部においては、人を対象とした研究が行われることが多いことから、研究倫理規程に則り、厳正かつ的確に倫理審査を行っている。また、倫理申請を行う教員については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を熟読し、遵守するよう指導している。

研究の成果として、毎年3月に全学紀要編集委員会によって「中京学院大学紀要」を発刊している（備付-071）。各学部の査読審査・編集機関として各学部部会を設け、専門分野ごとの編集長・委員を置き、1論文につき2名以上の査読者が選定され、厳格な審査体制で行われている。令和4年度（2022年度）の「中京学院大学紀要 第2巻第1号」には看護学部から1件の申請があり、査読審査後の採択数は1件であった。経営学部からは、4件の申請があり、4件が採択されている。それらの内訳は、【原著論文】3件【研究報告】2件であった。また、紀要に収録されている論文は、機関リポジトリ

により公開している。

一方、地域研究費および共同研究費を取得しての研究成果については、令和 4 年度（2022 年度）より、全学研究推進委員会の主催する年度末の講演会にて、全学教員を対象に発表を行っている（備付-72）。

本学では、専任、特任を問わず、講師以上の教員に対しては、1 人 1 部屋の個室研究室を整備し研究に専念できる環境を整えている。また、助手・助教を有する看護学部では、それら教員に 2～5 人の共同研究室を用意している。共同研究室ではあるが、区画分けがされており、個人スペースは確保できている。新任教員も多いことから、学生情報の共有やさまざまな相談がしやすい利点がある。

専任教員には、研究日として週 1 日を確保している。研修会の参加については、参加費の個人研究費からの支出や出張扱いでの参加を認めている。また、研究調査等においても、授業等の教育に支障のない限り長期での出張を認めている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席に関しては、「教職員の海外研修旅行に関する規程」や「海外出張旅費規程」を定め、研究調査や国際学会出席を行っている（提出-34）。令和 2 年度より新型コロナウイルス感染症の流行が続いており、海外への研究調査や国際学会出席は現実的には難しい現状である。また、教員の留学および海外派遣の実績はない。

教員および教員組織の資質向上、教育開発等を目的として「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」を定めている（提出-34）。令和 2 年度（2020 年度）より、リフォーム・エデュケーションセンターが中心となり、大学全体として、共通教育基盤の整備に取り組んでいる。その一環として、FD 研修にて「教育の質保証」、「段階的面談指導の振り返り」、「面談指導のあり方」、「ティーチング・ポートフォリオの作成」などを全学の教員を対象に開催している。

また、FD 委員会にて、全科目の授業評価を実施している。授業評価は 4 コマ終了後に学生にウェブサイトにてアンケートの実施協力を依頼し、結果を科目責任者にフィードバックしている。その結果を教員は授業の振り返りおよび分析を行い、5 コマ目からの授業に反映させ、常に学習者の目線に立った、授業・教育方法の改善を行っている。その後、すべての授業終了後にも授業評価アンケートを実施し、科目責任者は実施した授業の総合評価および次年度の授業・教育方法の改善に取り組むことができるシステム構築を行っている（提-34, 備付-56, 57）。

また、全教員が前年度の終了時点と当年度の始まりの時点で「令和 3 年度自己評価書(振り返り)」と「令和 4 年度自己評価書(目標設定)」を作成している（備付-012, 提出-034）。さらに、令和 4 年度（2022 年度）は、看護学部では 9 月に 2 回、経営学部では 6 月と 8 月に 2 回、「中京学院大学版ティーチング・ポートフォリオ」の作成に関する FD 研修をもとに、教員それぞれがティーチング・ポートフォリオを作成した（提出 35）。これによって、教員は自己の授業の目的等を改めて振り返ることができた。同月には「学習達成レビューシート」を作成してもいる。これは、学期終了後の授業アンケートの内容をまとめることで、授業への振り返りになっているのみならず、基本的教授姿勢への振り返りもできるようになっているシートである。「シラバス作成及び改善 FD」も、学生に分かりやすいシラバスを書くための FD として実施した。

本学は両学部において、教務委員会およびFD・評価委員会等が連携し、学年ごとに4つの力と11の要素についての学習修得度を、学生に対してアンケートを行い集計・評価を行っている（提出-010）。入学年度は2回（入学時と年度終了時）、それ以外の学生は1回（年度終了時）の自己診断を学生自身が行い、学習の達成度や自己の成長について自分自身で認識できるようにしている。また、学部毎に集計し、学習修得度総合評価として教員に周知している。教員は不足している能力に対して、どのように改善していくのか等、学生面談を通して行動レベルでの指導を行っている。今後は4年間での学習修得度の推移を分析し、教育・指導が不足している点については、授業および実習で学生が学べるよう指導方法を検討していくこと、ホームページ上での情報提供をしていくことが必要である。また、教学IRを担当するIR室からは、IRレポートが月に1回程度発行されており、これも教員のFD活動にエビデンスとして役立っている。

看護学部では、科目責任者が学習姿勢や学習修得度に問題がある学生を早期に把握し、該当する学生については、科目単位不取得となる前の段階で、アドバイザー教員に情報共有を行い、協同して学生指導を行っている。また、学生支援センターとも連携を取り、単位不取得科目の把握や他科目の出席状況、学生への連絡など、学生への対応について協議している。大学生生活の継続が難しい学生においては、学生および保護者への対応を含め、学部長および学部長補佐、教務委員会、学生カウンセラーと連携し、留年や休学、退学といったリタイアの軽減に努めている（備付-039）。

一方経営学部では、特任教員を除いて、全ての教員が何らかの委員会に所属し学部運営を行っている。特に、教務委員会については専任教員7名が参加しており、これは経営学部の全教員数の半数に近い数字である。教務委員会を含めた各委員会には教員のみならず事務職員も参加しているため、各委員会で話し合われた内容は、教授会における承認のもと、ただちに実践される体制にある（備付-144）。また、経営学部には、教授会のほかに委員長会議が定期的開催されており、これも各部署と教員との連携の一助になっている。さらに、就業力ゼミと学生支援センターキャリア支援部、「地域貢献」担当教員とリフォーム・エデュケーションセンター域学推進連携部との連携も図られており、部署連携は有効に運営されている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

<現状>

事務職員の組織的な責任分担体制は、「組織、管理及び事務分掌規程」に基づき明確に定められており、令和2年度（2020年度）からセンター化（アドミッションセンター、学生支援センター、リフォーム・エデュケーションセンター、メディアセンター、事務局）を図り、センター内に事務局を組織することで、より機能別の責任体制を強化した（備付-145、提出-43）。

従前は、教学組織との連携において、事務職員は教学各委員会組織に記録、資料準備

等の事務的業務主体の担当者としての位置づけであったが、センター化に伴い、委員会の委員としての立場を明確にし、教員と会の運営を対等に協働し、行政関連規則に跨る事務関連および教務指導的知識などの知見を持つ立場から、議論に参画するようにしている。特に就職内定状況、資格取得状況、GPAなどの各種事務管理データ適宜提示し、教職協働により、きめ細かい学生支援の検討ができる体制化を図っている。

事務の専門的職能の向上を図るために、積極的に外部研修に参加し、担当分野の専門的な知識の修得や能力の開発に努めるとともに、それぞれの職務に必要な資格を計画的に取得できるように財政支援が可能となるよう施している。しかしながら、数年来からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、学外研修会等の集合型研修に参加できず、一部オンライン研修化等が行われたが、後述するスタッフ・ディベロップメントに関する取組を中心として活動を行った。

事務職員には職能資格制度を導入しており、運用面で職能を基準に据えた人材育成に努めてきている。但し、職能資格の課題として、属人的かつ人物評価に偏る側面も存在するため、専門的な職能に視点をすえた職務面評価のバランスを加味していくことが検討事項である。

本学では、教職員間の情報共有化と協働を進めるため、グループウェアを導入している。特に昨年度より新型コロナウイルス感染症禍において Microsoft 365 を使用したネットワーク利用環境を推進してきていることで、Microsoft Teams や Microsoft Outlook、Microsoft OneDrive 等のアプリケーションを活用した業務活動および情報連絡共有が、昨年に増して定着してきている。

令和2年度（2020年度）より学校法人安達学園から法人分離したことを受け、全ての法人規程及び大学規程の見直しと改正手続きが必要となった。これを一つの機会として捉え、組織を横断して各部署の事務職員で構成するタスクフォースを結成し、内容の調整および整備を行ってきた。

日常的に規程を意識し、それに基づく業務遂行と運営が浸透しつつあるが、現在においても継続して規程および規則の内容検討および充実は継続して取り組んでいく必要がある。尚、法人の諸規程及び大学規程について、学内ネットワークの共有フォルダ上で、簡便に閲覧できるリンク集を立ち上げており、業務遂行上の利便性を向上させた。今後は各部署における定型業務を事務手続き要領としてマニュアル化し、新規事務職員採用時ならびに部署異動時の効率的な業務遂行体制を整えることを検討している。

事務機器等については、事務職員全員に一人あたり一台のパソコンを貸与設置しているほか、事務室内の主要エリアにネットワーク接続の複合機やプリンターを複数台配置している。また事務職員が学内外のオンライン会議開催時に容易に参加利用できるように各自のパソコンにウェブカメラおよびマイク付きヘッドフォンも全員に貸与し、効率的に事務処理ができる体制を整えている。

中京学院大学規程集にスタッフ・ディベロップメントに関する規程を整備し、大学の年間予定に全学的な SD 研修活動を組み込んで実施している(提出・33)。年度末に開催する全学 SD 研修会は全学部、全教職員を対象とし、学長、各学部長、学科長、センター長といった幹部より、年度の教学部門等の振り返りと次年度運営活動方針の理解

浸透の機会として実施している。直近では、令和 5 年 3 月に、全学部、全教職員を対象のもとに事務職員および非常勤事務職員が参画し大学の教学活動方針、経営運営方針の理解浸を図り、日常の活動実践に結びつけることが出来るよう、啓発させる機会として実施した。(備付-073, 142)

さらに昨年度より法人分離したこともあり、法人としての運営方針、大学の教育方針などの教職員一体として浸透させる目的で、FD 研修会の開催時に事務職員参加を促進し、主体的な業務改善企画に関する公募を設けるなどの、各種の機会を設けている。

令和 3 度 (2021 年度) 10 月より、毎月第 4 木曜日 5 限目(16:30~18:00)の時間帯に合わせて学内全事務職員および校務に携わる教員が参加する職員会議を定例開催している。理事長および学長からの伝達講話による方針の共有理解、各部門の活動および進捗状況の報告、また事務職員一人一人が全体に対して講話発表、隔月には討議テーマを設定してグループワーク討議を実施しており、事務局のビジョンおよび職員の実行指針を明示のうえ、浸透を図っている(備付-146)。

これらは、事務職員の育成とともに全体の業務意識、関連業務への見識および相互理解、部門連携の円滑化等の向上を図る狙いとしている。

また、令和 4 年 (2022 年度) の 10 月より中核となって大学および短期大学部の業務運営に携わる部署を横断した中堅および若手事務職員によって主体的に企画構成する月例の研修会を開催している。本学の建学の精神の理念のもと、事務局のビジョン及び行動指針の具現化を念頭に、職場環境の改善を目標にすえ、同研修会名称を真剣味塾とし、自己研鑽活動を実施している(備付-147)

尚、この他に本学 IR 室より、年間を通して IR レポートを全教員および全事務職員に共有し、事務職員の立場として本学教育活動の教職協同をふまえた改善活動の促進を図られるようにしている(備付-092, 093)。

日常的なルーティン業務については、従前踏襲型に陥りやすいが、各センター事務部、事務局の各部署において所属長を中心に 1on1 ミーティングを実施している。しかし、点検や改善活動においては部署別の温度差があり、十分とまでは言えないが、仕事の目的を明確にさせることで業務改善に結びつけていくように努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<現状>

「学校法人中京学院就業規則」を基本とした就業に関する諸規程を整備し、関係法改正があった場合には、遅滞なく規程の改正案を立案し、常任理事会にて審議を行うとともに労働者代表に意見を求めるなど適切に運用している。こうした労務関係諸規程をもとにした教職員の勤務体制を整備し、適切な就業環境の維持に努めている(提出-33)。令和 3 年度 (2021 年度) より、近年の社会環境を念頭に、新型コロナウイルス禍において在宅勤務制度を導入している。

子の養育をしている教職員において、保育園、幼稚園、小学校等の臨時休業に伴い、通常勤務に困難が生じる場合、また、法人の定める感染症対策として発令された教職

員行動指針に基づき、通勤が困難な者等を対象とし、「学校法人中京学院における在宅勤務実施要領」に基づいて措置を行った(備付-148)。

さらに、新型コロナウイルス禍の社会状況に対応し、特別年休制度を導入し、「学校法人中京学院 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別有給休暇取扱要領」を定め、新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別措置として、小学校等が臨時休業となっている子を保護者として世話をを行う教職員に対して特別に有給休暇の取得を付与する取扱いについても措置を行った(備付-148)。

但し、在宅勤務体制の実際の側面として、Microsoft365 サービスの利用拡大を進め、在宅勤務時の業務通信手段および方法の円滑化と合理化を図ってきた。殊に事務系職員において、学内業務時使用の教務システム、経理システム、人事システムなどを利用する場合においては支障が生じていたが、VPN(Virtual Private Network)の導入及び確認許可制として、テレワークが実施可能な環境を一部整備している。すでに新型コロナウイルス濃厚接触者とされた無症状の事務職員に自宅待機時の利用を行っている。

法人分離が行われた際、就業規則を始めとする全ての諸規程の改正を実施し、全教職員に周知を行ってきており、その後、本年に至る規程の改廃についても、常任理事会での承認後、全教職員に対して遅滞なく通知を出して周知している。

これまで就業規則については、学内専用のウェブサイト上のポータルサイトにて掲示し、教職員が随時閲覧できる状況ではあったが、規程集の全頁一括掲載であったこと、恣意的な印刷の乱用防止のためエラーとなるよう施していたため、利用しづらいと教職員からの声が上がっていた。よって、前述の通り学内ネットワークの共有フォルダ上で、規程集の目次一覧から簡単に閲覧できるリンク集を立ち上げ、教職員のパソコンからいつでも閲覧可能な状態にしている(備付-075)。

教職員の就業はこれらの規程に基づき適正に管理し、実践するよう努めており、国が示す働き方改革の推進に合わせて、日常の就業時間、残業時間および休日出勤等は個別に管理を行っている。さらに学内行事日程による休日出勤等の振替休暇や代休、および年次有給休暇の取得推進を行っており、未消化者に対して部門長に適宜情報を提供のうえ注意喚起を行う等、所属員の労働時間管理を実施している。また、全教職員の心身の健康維持のため、定期健康診断およびストレスチェック等を実施し、健全な就業環境を保持すべく努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

看護学部と経営学部では収容定員に対する教員数にバランスがとれておらず、对学生の視点に立つと、フルタイム教員 1 人に対する在籍する学生の人数を表す指標である ST 比は看護学部 9.0(分母より非常勤講師除く)に対して経営学部は 22.2(分母より非常勤講師除く)となっている。

看護学部の教育課程に伴う教員編成数は専門領域を担う教員配置で構成されているため、基本教育科目は経営学部や短期大学部の専任教員および外部の非常勤講師等が担当している現状があり、看護学部としての基本教育科目の在り方についての見直しが遅れている。こうしたことから、教育課程も念頭に両学部においてバランスの取

れた教員を配置編成することが課題である。

専任教員に欠員が生じた場合は、独立行政法人科学技術振興機構が運営する JREC-IN（研究者人材データベース）を利用して募集しているが、看護における特定分野における研究者を採用するにあたっては応募者数が少ない場合においても、本学としての選考基準を明確にして妥協することなく優秀な人材を確保し、設置基準を上回る人員の確保をしていくことが課題である。

本学は地方の小規模校としての利点を存分にいかすべく、専任教員や専任職員が学生の身近な存在として、コンセプトコピー「いつも学生と共に」を実践すべく、日常の良質なコミュニケーションを大切にし、成長アウトカムに焦点を当て教育を推進している。こうしたことにより、学生にとって学習に取り組みやすい環境となっている。一方では、学生が多様化する中で一人一人に寄り添った教育活動を展開していくことは、時間的にも労力的にも大変であり、研究活動に力を傾注することが難しい状況である。

よって、経営学部の研究状況が看護学部と比べて申請件数等において少ない状況であり、看護学部についても多いとはいえない現状である。

また、紀要編集においても、申請に対応する査読者の確保が難しいのが現状であり、査読を依頼する教員の業務量やスケジュール調整などが課題である。

このような背景もあり、科学研究費補助金をはじめ、外部研究資金の獲得状況も芳しくはないため、外部資金獲得に向けた研究推進を行っていくは課題である。

事務職員においては、高度化する事務業務、予測不能な新型コロナ等への対応の中で、短大を併設する本学では 2 つのキャンパスに分かれて配置されており、両キャンパスともに少数での配置運営となっており、また、管理職者を含め、高齢化と同時に兼務者が多く、業務の円滑な遂行に余裕がない状況化である。現状は今後の大学運営を考えた際に計画的に採用と次世代育成による世代交代をしていくことが急務となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

令和 2 年度に学校法人安達学園から法人分離をしたことを契機として、本学の存在意義を見直し、新たなミッション・ビジョンを掲げている。その中でも地方に所在する大学にとっては、地域と共存し、ともに発展していくことが避けては通れない。地域における知の拠点として、地域の課題を共に解決していくことや地域の人財に対して知的資源を還元していくことを目的に「一人一地域研究の推進」を打ち出すとともに、「地域研究費」を学内における競争的資金として新たに創設している。

また、学校は人材とその能力によることが、全ての運営の核心的要素であるため、大学および短期大学部の業務運営に携わる部署を横断した中堅および若手事務職員が主体的に企画構成する研修会を開催する等の活動を行っている。

本学は人材育成に軸足を据えて全学的な SD・FD 活動を展開しており、過去に比して開催量と多くの教職員の参加が定着してきている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

提出-01, 02 学生ハンドブック(中津川キャンパス建物配置図)(瑞浪キャンパス建物配置図)(図書館、学習支援センターの概要平面図)(附属施設の概要)(大学設置基準第39条関係施設)

提出-34情報セキュリティ規程, セキュリティ特別措置許可願

提出-34経理規程

提出-34経理規程施行細則

提出-34固定資産等調達管理規程

提出-34防火及び防災管理規程

提出 34危機管理マニュアル

備付資料

なし

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

現有校地は、瑞浪および中津川キャンパスを合計すると校地等面積(72,349.98 m²)、借用屋外運動場敷地(40,489 m²)合わせて112,838.98 m²であり、大学設置基準面積9,300 m²を十分に満たしている。現有校舎も両キャンパス大学占有ならびに短期大学部との共用部分を含めると17,976.22 m²(体育館面積1957.83 m²を除)あり、大学設置基準8,362 m²を十分に満たしている(提出-01, 02)。

障がい者の方に対する配慮として、瑞浪キャンパスと中津川キャンパスともに専用の駐車スペースを確保しており、校舎1階の一部にスロープ構造を設けるなどして対応している。本学の両キャンパスともに校舎がほぼ3階以下の低層建造物で構成されており、基本的に、維持管理面との兼ね合いから、エレベーター等は設置していない。そのため、常備している運搬可能な折り畳み用段差解消スロープの常設、または1階の教室等利用を中心とした教室変更を行うなどの配慮と対応を行っている。

本学の校舎建物は各学部および学科に対応した講義室、演習室を整備しているとともに、看護学部及び短期大学に設置する養成課程としての基準に準拠した実験・実習室、および設備を確保している。各講義室には電子黒板やプロジェクターの設置をしている。それらの設置がされていない講義室ではメディアセンターによるパソコン、プロジェクター等の機器貸し出し、学生支援センター学生支援部では、教室使用マイ

ク等の音響機器の貸し出しを行って管理対応をしている。教育課程編成・実施の方針でも重要視しているアクティブラーニング等の双方向型の授業を展開できるよう、講義室内は自由にレイアウトを変更できるようにしている。さらに、経営学部のある中津川キャンパスのメディアセンター館内にラーニング・コモンズとして学習空間を設営している(提出-01, 02)。

図書館においては、本学図書館蔵書数は 120,577 冊、学術雑誌数は 39 種、AV 資料数は 1,601 点、パソコンの設置、座席数 240 (中津川キャンパス 144 席、瑞浪キャンパス 96 席) を設けている。午前 8 時 45 分から午後 6 時まで開館し、学生の自主学習も活発に行われている。購入図書選定にあたっては、予算内において全学図書紀要委員会より、各学部の教員に選書協力のリクエスト、また学生からの購入図書の希望リクエストに応じている(提出-01, 02)。

本年度は昨年に引き続くコロナ禍であったため、対面授業を実施できる機会の制約を余儀なくされたため、実習および演習等の授業を除く講義をほぼオンライン講義に変更した。オンライン講義の中でも双方向の重要性を担保したいとの考えに基づき、Zoom と Microsoft Teams を常時活用している。このことにより、教職員のパソコンスキルレベルを高めるとともに、オンライン講等の質向上に向けて情報共有を行い、改善対応してきている。

学生においても、Microsoft Teams による学年～科目およびクラス別に連絡等の双方向の情報共有を図り、個別対応においても照会相談等の学生支援上のやり取りの充実も図られてきている。

本学においては、専門職学科、通信による教育を行う学部および研究科は設置していない。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

法人諸規程に「固定資産等調達管理規程」、「経理規程」、「経理規程施行細則」などを適切に整備し、規程に基づき管理台帳を整備するなど適正に維持管理している。

防災対策に関して、法人諸規程に「防火及び防災管理規程」を整備するとともに、火災・地震対策、防犯対策等について、危機管理マニュアルを策定整備している(提出-33)。また、新型コロナ感染症対策活動指針については、作成のうえ運用している。今後はこうしたマニュアルや事業継続計画 BCP (Business Continuity Plan) の整備推進を図っていく。

防災防火設備点検は定期的に年 1 回以上の点検を実施しているが、防災防火訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、授業形態の変更による学生のキャンパス対面機会の減少等、集団参加型での訓練等の実施ができていなかった。

そのため、令和 4 年度下期に新型コロナウイルス感染症の減少傾向機会を見極めた時点で防災訓練の実施予定と心得を後期ガイダンス時に学生宛にアナウンスし、避難場所掲示等の計画準備段階の際、折しも、外部から本学への犯行予告通知があり、緊急対応事態を要する経験に遭遇した。学内学生、教職員の緊急的安全確保のため、避難対応を要す

る至り、当初の想定通りに適切に事が運ばないことが、現実問題として浮き彫りとなった。

今後いつ発生するかもしれない大規模地震災害等を想定した現実的な計画の練り直し、定期的な訓練の実施機会を作ると同時に、安否確認等の体制の再整備、訓練実施方法の練り直しの必要性を認識する機会となった。

情報管理については「情報管理規程」、コンピュータのセキュリティに関しては、「情報セキュリティ規程」を整備しており、昨年度より法人内に新たな組織としてサイバーセキュリティ対策室を設置し、対策を強化している。また年々巧妙化するサイバー攻撃に対しては、ファイヤーウォールの設置およびセキュリティ対策ソフトで対応するとともに、定期的に職員に対する注意喚起を実施している(提出-34)。

学内ネットワークに接続利用する教職員のパソコン等の情報機器に関しては、法人の情報施設部が管理を行っており、貸与パソコンへのデバイスおよび貸与パソコン以外の接続機器に関しては事前にセキュリティ特別措置許可願による決済を受けて利用する体制をとっている(提出-34)。

環境への配慮では、学内におけるゴミの分別回収、夏期期間のクールビズをはじめ、消灯や冷暖房の温度設定の喚起など省エネ・環境対策を講じてきたが、人的な運営管理に依存する点が大きく、十分とは言えない状態であった。そのため、本年度は設備投資として瑞浪キャンパス内各館照明のLED化の工事を行った。その後は老朽化した空調設備の更新対応を計画し、推し進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の施設設備は短期大学部の設置に端を発し、開学してからすでに50年を経過しているが、約15年前に耐震改修工事を施して以降、大規模な新規施設の増築および施設改修工事を実施してきておらず、旧来からの建物の老朽化が進み、都度の修繕を要する箇所が多くなってきている。平成23年度に瑞浪キャンパスに学生ホールとして6号館を新規に建設して以来、施設設備投資は先送りしてきていたため、まず本年度は瑞浪キャンパス内各館照明のLED化の設備更新の実施を完了させた。

これまでは経営の安定化を優先し、大規模な改修やリニューアルは先送りしてきたが、学生の安全確保の維持、および教育研究活動環境の推進等の観点から、計画的に施設改修を実施していく必要がある。中期の財務計画を立案していく中で、財務の安定化と施設設備の改修および修繕について計画的な投資のバランスを検討していくことが課題である。

東日本大震災といった未曾有の災害をはじめ、近年、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大するなど、従来の危機管理の考え方では予測よび対処が困難な時代に変化してきており、地震、噴火さらに水害等、予測しがたい大規模自然災害もいつ発生しても不思議ではない状況である。こうした時代背景と環境下であることを踏まえて、危機発生時における組織運営体制をより充実させ、これらに基づく訓練等を実施し、万一、緊急かつ困難な事態が生じたときに、混乱と被害を軽減できるように綿密なシミュレーションと訓練の実施が課題である。

中京学院大学

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項]

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出書類

なし

備付資料

備付 121 パソコン所有率アンケート結果(備付-121)

備付 122 情報機器貸出機器数グラフ(備付-122)

備付 123 学内 Wi-Fi_利用者数グラフ(備付-

[区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<現状>

本学では、中津川キャンパスと瑞浪キャンパスの敷地それぞれにおいて、メディアセンター機能を有している。これは、大学図書館機能と情報メディア機能の両方を有するものであり、両キャンパスを統合した組織としてメディアセンターとしている。

当該センターは、学生の自学促進や各種サポートを行うために、朝 8 時 45 分から午後 6 時まで開館し、専門職である司書や技術専門スタッフ(ICT 機器や各サービス利用に関する問い合わせに対応)を配置している。図書やメディアに関する研修会等へ積極的に参画する機会を確保するとともに、そこで得た知識を学生の学習支援に生かせるよう努めている。

学生に向けてのセンター利用や各サービスの利用方法については、1 年次の入学オリエンテーションにおいてメディアセンター(図書館とメディアの両方に関する)の利用方法全体について説明。各学年の前期・後期のオリエンテーションにおいて、利用方法の変更内容や学生から問い合わせの多い内容を中心に利活用の向上に努めている。また、全学図書紀要委員会、全学研究倫理審査会(全研修推進委員会管轄)に専門職員として参加し、教員と共に作業に関わり、情報共有がスムーズに行われるようにしている。

メディアセンターの図書館機能として、全学図書紀要委員会によって毎年選定して増書に努めている。資料選定方法は各学部からの専門図書の推薦、メディアセンターからの推薦・一般図書、学生希望図書などに分けて広く購入を進めている。特に今年度は、メディアセンター企画としてキャリア支援に関する内容や資格支援に関する内容の書籍の充実を行った。教職員から専門分野を超えて学生に読んで欲しい書籍など、

新しい選書方法の取り組みを始めている。またコロナ過による自宅など学外での学習時間が増えたことに対する取り組みとして、データベースの学外利用への対応や電子書籍の拡充を図り、新型コロナウイルス感染（濃厚接触者含む）等で窓口に来ることができない学生や教員への窓口サポートの一部オンライン化の取り組みも始めている。一方令和4年度(2022年度)の増加書籍(令和5年1月20日現在)は、中津川キャンパス349冊、瑞浪キャンパス464冊となっている。さらに令和4年度(2022年度)は、館内レイアウトの変更や書架配置見直し、案内表示の変更、OPAC（オンライン蔵書目録）などの利用案内を行うなど、学生がより親しみやすく資料にアクセスできるように対策を行った。

情報メディア機能として、瑞浪キャンパス、中津川キャンパスの両方に学生が利用できるパソコンをそれぞれ109台、166台を設置し学習環境を整えている。特に環境面としては中津川キャンパスにメディアオアシス、瑞浪キャンパスは情報検索室などの学生が講義時間外に利用できる専用の利用空間となっている。

本学の学生の特徴として、経営学部の学生については、パソコンの所有率が低いことが学生へのアンケートで分かっている(備付121)。

看護学部においても年々増加はしているものの、個人所有のパソコンの割合は高くない状況である。今までは大学内のパソコンを活用することで対応していたが、コロナ感染が広がる度に大学の設備が利用できず対応が難しい状況となっていた。メディアセンターでは、学生のオンライン講義への対応、レポートや課題作成などで利用できるよう、パソコンやタブレット（瑞浪：Windowsパソコン30台、iPad30台、中津川：Windowsパソコン30台、iPad30台）など各種情報機器の貸し出しを行っている。また、教員に対してもパソコン、マイクやモニター等の機材貸し出しを行い、オンライン/対面型講義へのサポートを行っている(備付122)。

メディアセンターに配置された情報メディア系専門職員、図書館系専門職員は、状況に応じた資源の配分を見直し・活用を行っている。令和4年度(2022年度)は、前期はオンライン型講義が主に行われ、後期から対面型での授業にシフトしたこともあり、パソコン教室の利用が大幅に変化増大した。新型コロナウイルス感染対策で一部利用制限していたパソコンや場所について、感染対策ができる形でレイアウト変更し台数を新型コロナウイルス感染症蔓延前と同じ台数になるように調整を行った。またMicrosoft Teams や Outlook などの Microsoft365 ツールの利用もあり、パソコンの起動・終了に伴う負荷の増大への対策として、学生が利用するパソコンを中心にメモリ増設やストレージの Solid State Drive (SSD)化などの強化を行った。学内での Wi-Fi 利用者についても講義形態に合わせて増加し、特に学生が集中するエリアを中心に通信量が増加したため、令和3年度(2021年度)行った10Gイーサネットへの回線冗長化や切り替え、Wi-Fi アンテナの追加や指向性の再調整、インターネット通信のバランス調整などの対策を行った

講義における主な支援としては、前期はオンライン配信(Zoom や Microsoft Teams) に対する支援を中心に行った。後期からは対面型講義に主軸が移行したため、学生が状況に応じて受講方法を選べる、ハイブリッド型(対面でもオンラインでも受講できる方式) への対応を支援し、学生の利便性や就学機会の確保に努めるなど、教育サービス

向上を図った。

本学教職員には、入職時に1人1台のデスクトップ型またはノート型のパソコンと、プリンターを整備し、Wi-Fiも利用できるようにしている。また、申請により学内で自由にノートパソコンやタブレット端末も利用できるようにしている。

学内環境としては主要なエリアで情報端末を利用できるようにWi-Fi設備を整備しており、教職員および学生は、メディアセンターにて手続きをすることで自由に利用することができる(備付123)。個人所有のノートパソコン、タブレット、スマートフォン等を利用してどこでもインターネットに接続し、Microsoft Teamsなど大学が提供している各種サービスを利用できる。これら情報系メディアを活用し、履修登録、ウェブサイト上でのシラバスの入力・閲覧が可能となっている。また、成績評価もウェブサイト入力で行われている。情報施設部専門職員が常駐しており、学生や教員からのコンピュータ関連の疑問・質問に関する問い合わせのヘルプデスクとして、メディアセンター窓口だけでなく、オンラインで対応できる体制をとっている。またマニュアルの配布や各種手続きの案内、トラブルシューティング、障害案内などの各種情報を学生、教職員向けにMicrosoft Teamsを通して通知するとともに、後から確認できるようにしている。

現在、本学では、Microsoft Teams、Microsoft FormsやZoom等を用いてオンライン型授業、ハイブリット型授業、双方向型事業を展開しているが、オンライン型学習システム「えきべん」の活用も行われている。パソコン教室(中津川143台、瑞浪50台)や情報検索室(中津川23台、瑞浪58台)をそれぞれのキャンパスに配置し、学生や教員が活用できるようになっている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

Wi-Fiサービスの課題として、学生が持ち込み利用する情報機器が年々新しくなり、従来の通信規格やセキュリティ認証では対応できないケースが出ている。また山間部に位置する本学キャンパス内では、学生のスマートフォンなど通信キャリアによって安定性に差があることが分かっている。

本学の情報基盤となっているMicrosoft365を始めとしたクラウドサービスは、新たな機能が盛り込まれ、日々様々な機能がアップデートされているため、それらに合わせた学生・教職員サポート体制は課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項> 特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 提出-18 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]
- 提出-19 事業活動収支計算書の概要[書式 2]
- 提出-20 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3]
- 提出-21 財務状況調べ[書式 4]
- 提出-23-28 収支計算書類(資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表・活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表)(法人分離後過去 3 年)
- 提出-29 2022 年度事業報告書
- 提出-30 令和 5 年度事業計画書／2023 年度収支予算書
- 提出-30 年度収支予算書
- 提出 33 予算執行に関する内規
- 提出-33 資金運用規程
- 提出-33 資金運営管理委員会規程

備付資料

- 備付-077-079 財産目録及び計算書類(法人分離後過去 3 年)
- 備付-82 学校法人中京学院中期計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

大学における教育活動資金収支差額は、直近過去 3 年の経緯として令和 2 年度 38,795,868 円、令和 3 年度 89,925,800 円、令和 4 年度 5,113,651 円となっている。活動資金収支差額（支払資金の増減額）は令和 2 年度 21,025,084 円、令和 3 年度 67,398,148 円、令和 4 年度△7,194,379 円となっており、支出超過となった上、後述する通り懸念すべき状況がある。

法人全体における資金収支差額は、表 1 に示す通りであり、令和 4 年度においては入学者数が大幅に減少したことにより資金収支差額が△103,469,604 円となり、さらに令和 5 年度では全ての学部学科において入学者数が大幅に定員割れすることと、短期大学部健康栄養学科の募集停止が決定していることから、厳しい状況が続くことが想定される。

大学及び法人の事業活動収支については表 2、表 3 に示す通りとし、令和 4 年度については支出超過の状況が継続している。これらは法人全体の入学定員の未充足によ

る収入減が大きな要因である(提出-18,19,23-28)。

表 1 過去 3 年間の資金収支差額 (学校法人全体)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資金収支差額	1,226,664,805	12,120,647	△103,469,604

表 2 過去 3 年間の事業活動収支の状況 (学校法人全体)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業活動収入計	5,532,902,068	1,791,204,356	1,640,748,808
事業活動支出計	2,164,308,426	1,932,085,097	1,795,966,537
事業活動収支差額	3,368,593,642	△140,880,741	△155,217,729

表 3 過去 3 年間の事業活動収支の状況 (大学分)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
事業活動収入計	2,949,620,072	1,308,335,918	1,213,142,235
事業活動支出計	1,413,165,287	1,345,239,435	1,246,510,917
事業活動収支差額	1,536,454,785	△36,903,517	△33,368,682

また、過去 3 年間ににおける学校法人の貸借対照表の状況は、表 4 に示す通りである。令和 4 年度は、総資産のうち純資産の占める割合(純資産構成比率)が 83.5%であり、かつ負債に関しては、その内訳は退職給与引当金及び次年度学生生徒納付金の前受け金が大部分を占めている。このことから、令和 5 年 3 月 31 日現在の学校法人全体の財政状態は健全であると言える。しかしながら、法人分離前に比して純資産構成比率は低下傾向にあり、入学者の定員未充足の状況が継続すると財政状況は悪化の一途を辿るため、早急に経営改善の立案及び遂行が求められる(提出 20,21,.23-28)。

表 4 過去 3 年間の貸借対照表の状況 (学校法人全体)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
資産の部合計	4,015,170,466	3,858,050,357	3,678,322,227
負債の部合計	646,576,824	630,337,456	605,827,055
純資産の部合計	3,368,593,642	3,227,712,901	3,072,495,172
純資産構成比率	83.9%	83.7%	83.5%

資金運用に関しては、「資産運用規程」に基づき、適切な運用を行っており、リスクの高い金融商品は避け、定期預金を主として一般的に安全・安定的な運用を行っている。

また、過去 3 年間の大学における教育研究費比率の状況は、表 5 に示す通りであり、どの年度も 35%以上と全国平均以上である。教育研究用の施設設備及び図書等の学資資源についても、必要なものを計画的に予算計上し、適切に配分しているが、学生数減

少により収入額が減少していることも教育研究費比率の増加に影響を与えている。

表 5 過去 3 年間の教育研究費比率の状況 (大学分)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教育研究費比率	38.7%	41.5%	42.2%

公認会計士の監査に対しては、積極的な協力体制をとっており、当該監査にかかる公認会計士の意見及び指導に対しては、担当の法人本部総務部長補佐が都度適切に対応しており、本法人の財務諸表は、その適正性が確保されている(提出 29,30)。

寄附金の募集及び学校債の発行については現在行っていない。

本学の過去 3 年間の学部別の入学定員充足率及び収容定員充足率は、表 6 および表 7 に示すとおりである。経営学部に関しては、これまで入学定員充足率が 100%前後で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり留学生の入学が皆無であることから、令和 4 年度においては入学定員充足率が大幅に低下し、加えて退学・除籍者数が抑制できないことから収容定員充足率も大幅に低下した。令和 5 年度ではさらに入学者数が減少する見込みである。看護学部に関しては、令和 4 年度において入学定員数を確保できたことにより、入学定員充足率は 100%で推移した。しかし、近年では岐阜県及び近隣の大学も看護学部を設置していることから、希望すれば入れる学部に変貌してきた背景があり、マーケット内の分散と本学国家試験合格率の低迷等の要因により、入学定員数の確保が困難になっていくことが考えられる。令和 5 年度以降、各学部の改革 PJ による教育内容の改革を検討することで、大学のブランディング化を図り、定員の充足に努めることが急務である。

表 6 経営学部の過去 3 年間の入学者推移 () は 3 年次編入学の数 (内数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入学定員	155(5)	155(5)	155(5)
収容定員	625(25)	610(10)	610(10)
入学者数	167(10)	155(17)	101(12)
在籍者数	574(16)	539(26)	478(29)
入学定員充足率	107.7	100.0	65.2
収容定員充足率	91.8	88.4	78.4

表 7 看護学部の過去 3 年間の入学者推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入学定員	80	80	80
収容定員	320	320	320
入学者数	58	58	80
在籍者数	293	272	280
入学定員充足率	72.5	72.5	100.0

収容定員充足率	91.6	85.0	87.5
---------	------	------	------

令和 2 年度に学校法人安達学園から法人分離したことを受け、新たに大学法人としての教育理念、ミッション、ビジョンを見直すとともに、分離後の方向性を明確にするためにも「中期計画 2020」を策定した。「人生 100 年時代」の到来を踏まえて、自律した存在として実社会に寄与する人財の育成を進めるとともに、地域にある唯一の高等教育機関としてのあるべき姿について検討し、域学交流、高大連携を推進するための「東濃まるごとキャンパス」の実現を計画の基軸とした。各学部、各センターを中心に、中期計画との関連性が高い事業を優先事業と位置づけ、事業計画を立案し予算化を図った。予算編成にあたっては予算編成チーム（経営改善タスクフォース）が中心となり、関係部局のヒアリングを実施し、適切な時期に決定した（学校法人中京学院中期計画）。

毎年度 3 月の定例評議員会の諮問を経て理事会での承認が決議されたことを受け、関係部門に周知するとともに、同 3 月末に全教職員を対象とした SD 研修（法人及び大学の運営方針）において、周知を図っている。

本学は予算管理者を明確に定め、事業計画に基づいた予算執行を心掛けてきたが、令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症も緩和されたことにより様々な事業が実施され、さらに燃料費の高騰により物価高となってきたため、事業主体者と予算管理者で協議を進めながら予算を執行した（提出 33）。

日常の出納業務は、「経理規程」及び「経理処理基準綴り」に基づき本部総務部経理担当者および大学総務部経理担当者が実施し、本部総務部長がこれを統括し、適宜理事長に報告をしている。

資産及び資金の管理・運用は「資金運用規程」「資金運営管理委員会細則」に則って適正に管理・運用され、管理台帳および出納簿に記録し、安全かつ適正に管理している（提出 33）。

月次試算表は、毎月末終了後に経理担当者が速やかに作成し、総務部長補佐、総務部長の確認を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意] 私立大学の場合

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要

を記述する。

<現状>

大学の使命は人財養成と地域貢献である。地域の学生が入学し本学での教育を通じて社会に貢献できる人財となり地域に排出することである。しかしながら、本学が所在する地域では少子化の波が激しく、定員未充足の状況が続いている。看護学部では、地元高校に医療健康クラスを設置し、高大接続教育に力を入れているが、今後は他地域にも拡大することで看護師ニーズの掘り起こしを行っていくことと、令和 5 年度より教育内容の見直しを図るために看護学部改革 PJ を立ち上げる。経営学部では、定員未充足が加速している上、地元出身学生が少ない現状であることから、令和 4 年度より令和 6 年度入学生に向けた新カリキュラムの検討を開始し、今の時代のニーズに合った講義を展開していく。各学部の専門領域を活かした地域貢献活動を通して地元への理解を深めていくことで定員確保に努めている。

本学は地域にある唯一の高等教育機関であり、歴史と伝統のもと、周辺高等学校からは大きな信頼を得ていることは最大の強みである。一方で 18 歳人口の減少や近隣地区における看護学部の増設が定員確保に向けた大きなハードルである。

これまでの経営実態や財務状況を鑑み、理事会の承認を受けて財務体質改善 PJ を立ち上げることとなった。その PJ では、財務状況の分析に留まらず、学生生徒納付金、補助金に加え外部資金獲得など収入の確保と、学生数に応じた人員の適正化や人事評価制度による人件費の抑制、中長期的な施設等整備の計画立案などにより支出の抑制及び計画的な支出を検討する。最終的には中期財務計画を立案する。

また、現在、様々なステークホルダーへのアカウンタビリティが求められる世の中であり、令和 4 年度においては大学授業料検討会により、令和 6 年度入学生からの学納金及び特待生制度の見直しを行い、収入の確保と全学部における徴収内容等を整理した。

令和 4 年度は、改革総合支援事業タイプ 1 や地方創生事業推進補助金、空調設備整備補助金等に採択されたことにより外部資金を獲得することができ、引き続き外部資金の獲得に努める。

なお、現在、遊休資産はなく、本学が所有する資産はすべて有効に活用されている。

令和 4 年度は、昨年度全国水準まで押し上げた看護師国家試験の合格率が、再び 90% を切る結果となり、この状況を改革すべく看護学部改革 PJ を立ち上げ、教育内容の改善を検討していくことで高等学校及び高校生からの信頼を勝ち取り、定員の確保に努める。経営学部においては、令和 4 年度に立ち上げた経営学部改革 PJ により検討された新カリキュラムの骨組みが概ね決定し、令和 6 年度より魅力ある教育内容に改編し、

定員確保に努める。大学においては、退学者・除籍者が増加傾向にあり、入学者の確保と合わせて対応していかなければならない。そのような背景の中で、人件費については、総額では抑制できているものの、学生納付金の減少が人件費比率を高める大きな要因となっている。今後は教育の質を担保しつつも教員数の適正化を図り、人件費をさらに抑制していくかが大きな課題である。

各年度の事業報告および財務諸表は大学ホームページで公開するとともに、年度末に開催している全学 SD 研修会や、毎月実施している職員会議の中で経営状況および今後の経営方針等を説明し、危機意識を共有している。

<テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の課題>

令和 4 年度の貸借対照表の状況では、財政状態は未だ健全であるといえるものの、本学の事業活動収支は、入学定員未充足による支出超過の状態が続いており、なおかつ施設設備の老朽化に伴う改修費、修繕費も年々必要となってきた。このまま入学定員未充足の状態が続けば、今は健全な財政状態も悪化の一途を辿ることとなる。看護学部において令和 4 年度は入学定員を確保できたものの、令和 2 年度と令和 3 年度において入学定員充足率が 70%を僅かに超える状況であり財務状況に大きく影響を与えている。地元の中京高校とは医療健康クラスにおいて密接な高大接続を実施しており、初めての卒業生が令和 4 年度に入学してくることになったが、在籍数の割に入学者が少なかったことから、高等学校と意見交換を密にして、高大接続を強化する必要がある。今後はこうした高大接続事業を地元高等学校に拡大していくことが課題である。通学圏内の 18 歳人口減が定員充足に対する大きな外圧となっている。定員を確保していくためには県外流入を視野に入れ本学でしか学ぶことのできないカリキュラムや教育体制を構築していくことが課題である。一方で経営学部においてはこれまで入学定員充足してきたものの、令和 4 年度においては大幅に定員割れしたことと、退学者・除籍者が多くみられるため、財務状況に影響を及ぼしている。入学者の確保に合わせて、退学者の減少につながる学生指導体制の構築が課題であり、IR の分析に基づいた早期の指導体制を構築していく。

本学の主な収入は学生納付金と国庫補助金であるが、教育の質を向上させる教学改革が急務であり、改革総合支援事業と競争的補助金を確実に得ていくことは単なる収入増だけではなく、大学のブランディングを構築していく上でも重要な課題であると捉えている。

支出に関しては、教育の質を担保しながらも抑制していくことが肝要であり、管理経費の見直し、予算策定時における厳格な査定、無理・無駄の排除を徹底した執行段階での抑制は勿論のこと、支出の大部分を占める人件費の抑制も課題の一つである。

将来的に健全経営を継続していくためには、魅力のある大学づくりを推進し、学生を恒常的に確保する必要がある。そのための教学改革、学生支援改革、学生募集・入試改革を進めつつ、財務体質改善 PJ を新たに立ち上げ、経営改善計画に基づいた中期財務計画を立案し確実に実行していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学の施設設備面の老朽化課題に伴い、教育環境の維持と管理が主体となっている。老朽機器等の更新およびLED化、空調機器の入れ替え等を実施してきたが、今後建築物等の老朽化対策について、法人分離後の財務状況を踏まえながら投資計画を再検討する状況である。

人材の育成課題については、FD研修会、SD研修会の定着化を図り、学内企画提案募集、事務職員研修、O-JTの推進を行ってきている。

財政基盤の課題については、収入面の安定化を図るべく、学生募集活動組織体制の変更等、尽力してきたが、十分なる成果に結びついておらず、試行錯誤の実践を行っている。そのような現状下において、継続的な学生数確保が課題とされてきた短期大学部健康栄養学科の募集停止といった経営方針が打ち出されるに至った。

支出面では、授業料及び奨学金費用の改定検討の検討を行ってきており、令和6年以降の実施体制整備を視野に入れている。また、本学は2キャンパスで運営しているため、運営コストがかさむ体制であったため、事務系組織の両キャンパス一元化を念頭にスリム化を図ってきている。しかしながら、継続して幅広く改善策を検討していく余地があることを理解している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(人的資源に対する改善計画)

支出において人件費は大きな割合を占めているため安易に増員はできない状況である。とはいえ、教育の質を担保していくためには優秀な人材の確保が必要不可欠である。

他大学の同一学部による教員構成を参考にし、令和5年度に発足した「財務体質改善PJ」において中期人事計画を立案する。特に経営学部においては、令和6年度より新たな学びがスタートすることを踏まえ、実業界の人材を登用すべく改正された大学設置基準に基づく基幹教員の登用を視野に入れ、規程等の整備を行う。また、人件費を抑制しつつ優秀な人財を確保していくためには大学教員の人事評価制度を立案していくことも必要である。ただし、人事評価制度を給与に反映させるには相応の期間が必要であると考え。法人および大学として求める教職員像を明確にし、FD活動及びSD活動を通して意識改革を進めていく。

事務職員においては、煩雑化する事務作業においてIT化による業務の効率化を図るとともに、専門人財の育成に努めるため事務局長裁量経費を予算計上し計画的な人財育成に充てていく。

(物的資源に対する改善計画)

令和 5 年度中には老朽化する施設設備等の改修に関する優先順位を付し、中期財務計画の中で計画的な投資を検討する。また、什器備品類の定期点検、計画的メンテナンスを行いつつ、補助金の利用も含めた計画的な更改の検討が必要不可欠である。

(技術的資源に対する改善計画)

令和 6 年度より短期大学部保育科におけるオンデマンド講義の開始を皮切りに経営学部へも導入を検討しており、オンデマンド講義における質の担保は必要不可欠であり、オンデマンド講義に関するガイドラインを作成する。質の担保もさることながら著作権等の侵害を防ぐためにもコンプライアンス研修を実施する。また、大学教員間で情報共有を図り効果的な指導方法を模索する。

(財的資源に対する改善計画)

財務の安定化するためには当たり前ではあるが、収入を増加させ、支出を削減させることが必要である。収入の増加に関しては、学生生徒納付金が大半を占めることから学生数の確保が必須である。学生数の確保に向けた入試改革、広報戦略の見直しを行う。また戦略的な補助金獲得を目指すことで収入の増加を狙う。一方で、支出の削減においては、予算執行制度の見直しを図ったことから抑制されてきており、今後も継続して実施する。しかしながら、支出の最大は人件費であるため、教職員の適正人員を明確にした中期人事計画を立案する。

また募集力を強化する上でも教育内容及び教育方法の見直しは避けては通ることができない。そのためにも時代の変化に則した学習成果を再定義したうえで質保証を担保することが求められる。これらを実現すべく具体的に下記の改善を実施する。

- ・令和 4 年度に発足した経営学部改革 PJ において学習成果の再定義、コース及びカリキュラムの見直しを図り、デジタルサイエンス、STEAM 教育等を取り入れた学びを提供するとともに実課題の解決に向けた PBL 学習を学びの中心に配置することで魅力化を図り学生募集に資する。(令和 5 年 5 月中間答申 令和 5 年 9 月最終答申)
- ・令和 5 年度に発足した看護学部 PJ においてエンロール・マネジメントの視点に立ち、学生支援体制、教育支援体制の見直しを図ることで国家試験合格率を向上させるとともに退学者を抑制する。
- ・研究力を向上させ、地域における知の拠点としての意義を果たすべく地域研究を推進するとともに、科学研究費補助金等の外部資金の獲得を増加させる。
- ・昨年度末で短期大学部健康栄養学科募集停止となったことを受け、今後の 5 か年の中期財務計画を再構築する。(令和 5 年 9 月答申)

中京学院大学

[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出書類

- 提出-31 理事会議事録 過去 3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）(PDF)
 提出-32 学校法人中京学院寄附行為
 提出-33 学校法人中京学院諸規程集(PDF)
 提出 34 中京学院大学規程集(PDF)

備付資料

- 備付-080 理事長履歴書（令和 5 年 5 月 1 日現在）
 備付-081 学校法人実態調査表
 備付-082 学校法人中京学院中期計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。]

＜現状＞

学校法人中京学院寄附行為に基づいて理事を選任しており、理事の互選により理事長が選任されている。学校法人中京学院は、令和 2 年度より前身の学校法人安達学園から分離した法人であり、当初、前身の理事長が継続して選任されていたが、新法人設立後の令和 3 年 4 月より現理事長が選任され、本年度に至っている。現理事長は、法人本部長および大学事務局長を兼務しており、管理運営の見識を有するとともに、実務にも精通しており、法人全体の運営にリーダーシップを発揮している(提出-32, 備付 80)。

新法人の設置に向けて教育理念、ミッション、ビジョンを見直し全教職員に周知するなど、学校法人を代表して、理事会及び常任理事会等、法人の管理運営業務を総理し、本法人の運営と発展に尽力し、寄与している(提出-31, 備付-082)。

理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に公認会計士および監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算および事業報告書を評議員会に諮問し意見を求めている。

さらに理事長は、寄附行為に基づき学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するための理事会を年に 4 回（定例 2 回、臨時 2 回）開催しており、理事長が招集し、議長を務めている。また、学長をはじめとし、学内理事に任命されている役員は自己点検評価報告書作成にあたって深くかかわることで認証評価に対する認識を持ち、役割を果たしている。現在、理事のうち 2 名は外部理事であり、ステークホルダーとしての役割を果たしており、学外の様々な情勢及び情報を理事会で共有している。理

事会は、設置学校の運営に関して法的責任と意義を十分に理解しており、役員は責任を持ってその運営上の任にあたっている。

理事会は、寄附行為のほかに「理事会細則」、迅速に決議するための常任理事会の運営に関する「常任理事会規程」を整備し、法人運営に必要な事項を法人諸規規程集として定めている(提出-33)。大学および短期大学部運営にあたって必要な事項は規程化している(提出-34)。

各理事は、内部理事は勿論のこと、外部理事においても建学の精神を理解し、様々な分野における学識および見識を有しており、私立学校法の役員の選任規定に基づき選任されている。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題>

大学を取り巻く環境は、少子高齢化による18歳人口の急激かつ継続的な減少や、若年層の中心都市部流出、新型コロナウイルス感染症拡大に影響を受けた経済活動の低迷など、各種の複合的な要因が重なり、変化のスピードが増してきている。これらを反映して今後の学生確保が大きな課題となっている。このような状況下において、経営改善計画ならびに実現可能な中期財務計画の策定と実行をするとともに、臨機応変かつ迅速に変化に対応していくことが求められる。不断の改革を推し進めるため、理事会及び常任理事会をはじめとする経営力の向上、すなわち、事業推進力、人材育成および確保、先見性と適応力、的確な意思決定力等の強化にむけた、理事長を中心としたさらなるサポート体制の充実が必要である。

現在、理事長は理事会ならびに常任理事会議長の他、法人本部の本部長、大学事務局長を兼任し、本学の改革に傾注している状況である。理事長のリーダーシップによる運営をより強化させるためにも理事長支援体制を強化させる必要がある。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項>

令和2年に学校法人安達学園から法人分離したことを契機に、迅速かつタイムリーに意思決定をすべく理事会からその下部組織である常任理事会への委任事項を明確に定めた。理事長は毎月開催される常任理事会を運営するとともに、学長を議長とする大学執行部会にも事務局長の立場として参画しており、それら会議の円滑かつ迅速な運営を図るために、管理運営の側面からだけでなく、教学運営に関してもその見識により大きく寄与している。

また、学内のSD研修会、各学部教授会、事務職員会議等の各種会議に精力的に出席し、学長とともに大学の各種運営に関与してリーダーシップを発揮しており、法人運営に至っては、大学運営のみでなく、設置幼稚園の幼保連携認定こども園化移行と運営、小規模保育園設立運営に向けて大いに先導役としてマネジメント力を発揮している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 提出-34 学長選考規程
- 提出 34 看護学部部規則
- 提出 34 経営学部規則
- 提出 34 短期大学部規則
- 提出 34 執行部会規則
- 提出-35, 36 教授会議事録 過去3年間（令和2年度～令和4年度）(PDF)

備付資料

- 備付 083 教員個人調書(学長) [様式 24] (令和5年5月1日現在)
- 備付 083 学長の過去5年間の教育研究業績書 [様式 25]
- 備付 084 各種委員会の開催実績 [様式 27]
- 備付 125-131 委員会等の議事録 (令和4年度)

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。]

<現状>

学長は教学運営の最高責任者として、大学執行部会および各学部教授会について、全ての会議に年間を通して出席している。

大学執行部会は、各学部・学科の長、各センター長、事務局長で構成しており、大学の方向性を明確に示すとともに、全学的視点と立場から教学運営について大局的にマネジメントを行っている(備付-125)。

学長の諮問機関である教授会においては、学長が出席のもとに各学部長が議長となり、各月定例的に実施している。学長は、大学の方向性を明確に示すとともに、各学部・学科において全学的な視点と立場から、都度教員の意見等を参酌し最終的な判断を行うなど強力なリーダーシップを発揮している(提出-35, 36.)。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、大学運営に関して全教職員との信頼関係の重視に努め、その方針と取り組みについて中期教学計画をもとに教学組織を牽引している(備付-083)。

本学の建学の精神に基づいた教育を具現化すべく、その質保証に向けてリフォーム・エデュケーションセンター長、IR室長を兼務し、配下の教育の質保証推進部、高大接続推進部、域学連携推進部を統括しながら、教学運営の責務を遂行している。

学長は、学長選考規程に基づき理事会において学長候補者選考委員会を設け、最終的には理事会で承認のうえ任命されている(提出-34 学長選考規程)。

教授会は「中京学院大学学則」第8条の2の規定のもとに設置され、「看護学部規則」

第1節教授会及び教員連絡会、「経営学部規則」第1節教授会、「短期大学部規則」第1節教授会、の規定に基づき、学長の委任を受けた学部長および学科長が議長となり、両学部の教育活動について重要な事項を審議し意見を述べている(提出-34, 経営学部規則, 看護学部部規則, 短期大学部規則)。開催は全学部ともに月1回を原則とし、必要に応じ適宜開催している。議事録は事務局総務部が担当作成し保管している。教授会では、3つの方針に加え、アセスメント・ポリシーを念頭に置いて議論されている。委員会に関しては、大学を含めて全学的に検討すべき事項はセンターの下に全学委員会を設置し、さらに全体方針に基づき各学部としての方針を定めるべき部会を設置している。各学部には教授会の下に、教務委員会、実習委員会、FD・評価委員会、国家試験対策委員会(看護学部)等を設置し、それぞれの部会や委員会で審議された内容を教授会において報告し、教授会での意見を参考に学長が決定している(備付 125-131, 084)。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は大学執行部会議長その他、リフォーム・エデュケーションセンター長、IR室長を兼任し、大学の各種運営に傾注している状況である。学長が繁忙な状況の中で、大学の将来構想や運営方針を実行レベルに落とし込んでいくためにも、各学部長・学科をはじめ、執行部および各部門管理職が中心となり学長をサポートするとともに、着実に改革を実行していくための細部にわたる組織運営と教職員の意識変革の定着が課題である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は大学執行部会の運営を務める他、リフォーム・エデュケーションセンター長、IR室長を兼任し、その他、教育改革委員会、教養ゼミ内容検討会議等の開催推進、経営学部改革プロジェクトのリーダー等の役を幅広く果たしている。

また、年間を通してIRレポートを作成しており、学内ネットワークを利用し、全教員および全事務職員に課題を共有している。さらに、ホームページ「ようこそ学長室」と題したトピックスを内外に向けて随時発信する等、これらの学長主導の活動は、本学における建学の精神および理念の理解浸透と教育活動推進を図るための意味ある基盤となっている。

さらに共通教育基盤の整備確立に向け、学部の課題や改善にむけた各種活動に参画し、精力的にリーダーシップを発揮している。

教学中期計画概要

建学の精神	学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ					
ミッション	生涯にわたり主体性を持ち、地域社会に貢献できる人財の育成					
ビジョン	地域における「知」の拠点の実現（「東濃まるごとキャンパス」の実現） ～地域にとって必要不可欠な存在感を持ち、共に発展する大学～					
コンセプト	いつも学生と共に ～Here is second home for you～					
基本的教授姿勢	・可能性を信じ一人の人間として尊重する ・信頼関係を築き、意欲を引き出す ・セルフモティベーションを生む学び					
6年後の目標	建学の精神を具現化する教育で選ばれる大学					
年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
教学目標	全学教学マネジメントサイクル整備			全学教学マネジメントサイクル確立		
年次目標	共通教育導入 評価指標導入 EM/教学IR整備	共通教育導入 評価指標導入 EM/教学IR整備 認証評価前年	評価指標導入 EM/教学IR整備 認証評価受審	共通科目導入 EM/教学IR確立	共通科目導入 EM/教学IR確立	共通科目確立 EM/教学IR確立
区分	計画1期（導入期）			計画2期（定着期）		



[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出書類

- 提出-34 監査規程，情報公開に関する規程，財務情報閲覧実施細則
提出-37 評議員会議事録 過去3年間（令和2年度～令和4年度）(PDF)

備付書類

- 備付-085-087 監事の監査報告書 過去3年間（令和2年度～令和4年度）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

<現状>

監事は「学校法人中京学院寄附行為」第17条の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施しており、理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について、適宜意見を述べている。

決算時の監査については、学校法人の業務、大学の教育活動、財産の各情况及び収入源である学生募集活動の結果について、学長及び事務局長から詳細な説明を受け、立ち会っている会計監査人からの報告も受けている。監事は適宜質疑を行うなど、適切に監査を実施している。

監事は毎会計年度、監査結果について監査報告書を作成、署名捺印し、当該会計年度終了後2カ月以内に開催される理事会及び評議員会に提出し報告しており、寄附行為

の規定に基づいて適切に業務を行っている(備付-085-087)。

また業務監査実施のために、法人組織内に内部監査室を設置し、監事を支援する体制は整えており、令和3年度、令和4年度は、夏季に内部監査室と監事の合同監査として、科学研究費助成事業に関する本学実地監査を実施してきている(提出34 監査規程)。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。]

<現状>

評議員会は、学校法人中京学院寄附行為第20条の規定に基づき定数を定め、同第22条の選任条項に基づき選任しており、理事5名に対して2倍を超える評議員13名で構成されている。

私立学校法第42条に規定される通り、理事会の諮問機関として寄附行為21条に規定された諮問内容に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営しており、決算および事業報告については理事会で承認された事項について評議員会で報告を行うなど、理事会と評議員会は情報共有を図っている。

[区分 基準IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<現状>

学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、教育情報等の公開は本学ホームページのトップ画面のフッターに「情報公開」のテキストリンクを設け、「大学案内」ページのメインコンテンツの一つとしてテキストリンクを設ける等、第三者が閲覧可能となるように掲載している。

私立学校法第47条の規定に基づき、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告を作成し、監査報告書とともに法人本部及び大学事務局に常備しておき、ステークホルダーから閲覧請求があった場合には、これを閲覧に供することができるよう整えている。

また、教育情報等の公開と同様に、大学のホームページ「情報公開」のテキストリンクを設けることにより、財務情報も閲覧可能としている。ただし、令和2年度に法人分離をしたため、過去の財務情報は前身の学校法人安達学園としての財務情報である。

これらの情報公開については学校法人中京学院規程として「情報公開に関する規程」を定め、準拠して対応している(提出-34.情報公開に関する規程, 財務情報閲覧実施細則, 財務情報閲覧実施細則)。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

法人分離に際して文部科学省より「三様監査の強化に努めること」と指摘がなされた。前提として、実際には理事会および評議員会における出席率の低い監事が在任していることは、課題となっている。

同時に組織内に内部監査室を設置し、監事の業務監査に向けた環境を整えているが、監事による業務監査が必要十分とはいえないことも課題であり、教学および学生募集などの業務監査を拡充していく必要性を認識している。

今後は、年間の監査計画を立案し、監事の業務監査体制の構築が急務である。

評議員会においても、一度も出席できていない評議員が在任することから履行状況報告書に対する意見として是正が求められている。代議士としての多忙さと東京に在住することが要因ではあるが今後の改善が求められる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

本学の教学 IR 体制づくりについて、学長を中心に数年間にわたり取り組んでいる。

さらに、教育成果に対し、中期計画と連動した PDCA の仕組みと、全学的な組織体制の整備に努めており、自己点検・評価ならびに事業報告書に反映し改善に結びつけるべく取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和 2 年度に策定された「中期計画 2020」を進め始めたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を多大に受けたことから中期計画における令和 2 年度事業以降において遂行できなかった内容も含まれており、これらの計画をローリングさせながらブラッシュアップさせていく必要がある。一方で、中期計画を遂行する上での下支えとなる「中期財務計画」の実現可能性の高い素案策定のため、令和 3 年度に経営改善タスクフォースを立ち上げ、その下に教学改革 PJ、学生支援改革 PJ、学生募集改革 PJ、人材施策改革 PJ を構成し、中期財務計画の策定に向けて検討を行ってきた。

大学方針

- ・ **学生の成長実感**
 - 教育で選ばれる学校づくり（質向上施策）
 - 投資対成長アウトカムの最大化
 - 教育課程
 - 学修成果の保証・可視化
 - 教職協働
- ・ **東濃まるごとキャンパスの実現**
 - 域学連携強化
 - 高大接続強化
- ・ **経営の安定稼働**
 - 収入力向上（学生募集力・戦略的補助金・退学率抑制）
 - 支出抑制（予算管理体制強化・人件費の適正化）

2023/1/30



経営の安定稼働

【収入】

- ・ **入学定員の確保**
 - 魅力ある教育の中身（経営学部改革PJ・保育科改革PJ）
 - Z世代へのプロモーション変革（学生募集チームの発足）
 - KPI KGI による数値管理の徹底
- ・ **競争的補助金の獲得**
 - 改革総合支援事業 教育の質の客観的指標
- ・ **退学者の減少**
 - 段階的指導（看護学部進級制度の改革に伴う指導体制の強化）
- ・ **学納金の見直し**

2023/1/30



経営の安定稼働

【支出】

・奨学費の抑制

- 独自の経済的支援奨学費を辞め、奨学支援金制度へ完全移行

・人件費の抑制

- 賞与制度の見直し（R5予定）
- 適正人員化の徹底

・組織体制の見直し

- 効率的かつ実質的な事務組織体制の再構築（組織改革PJ）



これらの4つのPJで検討された内容をもとに「中期財務計画」の策定に向けて協議を行い、計画の課題と解決方針を整理し、引き続き、令和4年度において、短期大学部健康栄養学科の存続、経営学部の改革、短期大学部保育科の改革等に向けて、プロジェクトを発足し、中期財務計画策定の核となる具体的改革案の検討を行っている。そのうちの一案件である短期大学部健康栄養学科の存続については、令和6年度より募集停止とする最終結論に至った。また、その他プロジェクトの進捗において、時間を要しており、令和4年度内から令和5年度を跨ぎ継続し、現実的な答申を得る計画である。これらにより、「中期財務計画」は現実性の高いものとして策定が完了する見込みである。

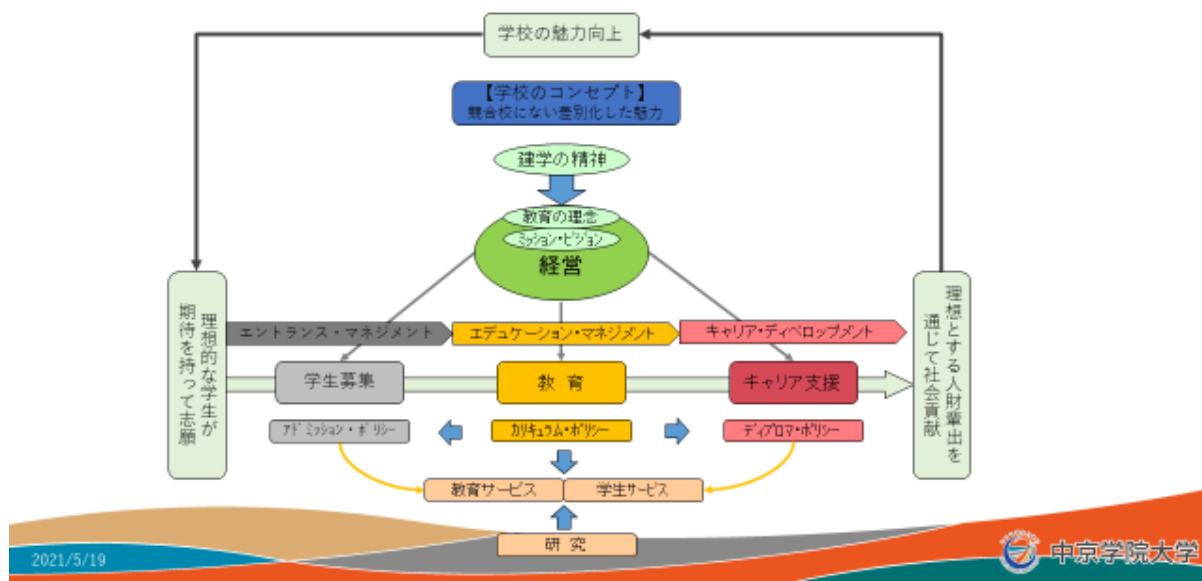
経営と教学は車の両輪であり、経営の安定化に向けた数字のみを偏向して追うものではなく、教育の質を担保することが重要である。令和2年度より、新たな全学組織として「リフォーム・エデュケーションセンター」を立ち上げ、その傘下に「教育質保証推進部」を配置した。これまで短期大学部を含めた3学部の教育体制には方向性に統一性は見られなかったが、質保証の観点から統一性を持たせるべき内容の精査を行い、全学的なFD活動等を通して統一性が図られるようになってきた。

さらに組織的な連携協働体制を図るべく、令和5年度から、現行のアドミッションセンターと学生支援センターの教務関係部門除いた、学生生活支援業務およびキャリア支援業務を統合し、「エンロールマネジメントセンター」新設する。

また、現行の学生支援センターの機能の一部であった教務関係業務については「リフォーム・エデュケーションセンター」の教育質保証推進部の機能として整備することとした。法人内に戦略企画本部を新設し、改革に向けた全学的推進体制を図る計画である。

本学のコンセプトコピーを「いつも学生と共に」と定め、これを実現するために学長が先頭に立って本学の教授姿勢を見直してきた。今後は、学長のリーダーシップのもとに、ミッション・ビジョン型のエンロール・マネジメントを強化していく。

ミッション・ビジョン型エンロール・マネジメント



こうした活動を行っていく上では、ガバナンスをさらに強化していくことも重要である。法人で行われている事業や大学で行われている教育研究活動に関する情報をタイムリーに理事、監事、評議員に提供していくことが求められる。これまで、紙媒体で理事会、評議員会の2週間前に資料提供していたが、令和2年度以降は外部のストレージに資料提供することでオンタイムに資料の閲覧が可能とし、現在定着化している。また、常任理事で構成される常任理事会の資料および議事を共有することで日常的な情報提供が可能となった。今後は内部監査室による内部監査情報を共有することで外部理事、監事、評議員への情報提供に努めるものとする。また理事会、評議員会への出席状況を鑑みて役員等の改選を検討実施する。